

## 『集落発送便』を役場職員が 自治公民館長宅までお届けします。

### 行財政改革の一環として、平成17年4月から実施

毎月2回、町からのお知らせ文書などを各家庭にお配りしている『集落発送』は、嘱託員が自治公民館長宅にお届けし、各家庭へ配られていましたが、平成17年4月から嘱託員に代わり役場職員が自治公民館長宅へお届けします。

これは行財政改革の一環として『経費の削減と住民サービスの向上』を目的に行いますが、これにより住民の声を身近に、そして住民とともに地域自治について考える機会が増えることが期待されます。

また、全集落に担当職員を配置し、集落の総会等にお伺いしている役場職員集落担当者制度も引き続き行っていきます。



#### 【問い合わせ先】

大崎町役場 総務課 行財政改革担当 TEL 76 - 1111 (内線 281)

## 年金からの お知らせ

# 特別障害給付金

### 平成17年4月から始まります

国民年金の任意加入期間に加入しな

かったことにより、障害基礎年金等を受

給していない障害者の方について、国民

年金制度の発展過程において生じた特

別な事情にかんがみ、福祉的措置とし

て『特別障害給付金制度』が創設されま

した。給付金の支給対象になる方は、役

場年金係の窓口で請求手続きを行って

ください。

#### 1、支給の対象となる方

(1) 平成3年3月以前に国民年金任意

加入対象であった学生

(2) 昭和61年3月以前に国民年金任意

加入対象であった被用者(厚生年金・

共済組合等の加入者)の配偶者であつ

て、当時、任意加入していなかった期

間内に初診日※があり、現在、障害

基礎年金1級・2級相当の障害に該当

する方。ただし、65歳以上に達する日

の前日までに当該障害状態に該当さ

れた方に限られます。

(※) 障害の原因となる傷病について、初めて医師

または歯科医師の診療を受けた日

なお、障害基礎年金や障害厚生年金、

障害共済年金等を受給できる方は対象

になりません。

また、給付金を受けるためには、社会

保険庁長官の認定が必要になります。

#### 2、支給額

障害基礎年金1級に該当する方

：月額5万円(2級の1.25倍)

障害基礎年金2級に該当する方

：月額4万円

支給額は、毎年度物価の変動に応じて

改定されます。

ご本人の所得によっては、支給が全額

または半額、制限される場合があります。

老齢年金、遺族年金、労災補償等を受

給されている場合には、その受給額相

当は支給されません。また、経過的福

祉手当を受給されている方は、当該手

当の支給は停止されます。

支払いは、年6回(2月、4月、6月、

8月、10月、12月)です。前月までの分

をお受け取りいただくことになりま

す。(初回支払いなど、特別な場合は

奇数月に支払いが行われる場合があ

ります。)

#### 【問い合わせ先】

大崎町役場 町民課 国民年金係

TEL 76 - 1111 (内線 123)